

議案第18号

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（次項においてこれらの者を「他の市町村長等」と総称する。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。